

嶺南広域行政組合職員定数条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 8 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条により準用する同法第 172 条第 3 項の規定に基づき、嶺南広域行政組合の職員の定数について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で「職員」とは、管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員をいう。

(職員の定数)

第 3 条 職員の定数は、次のとおりとする。

管理者の事務部局 6 人

(職員の定数の配分)

第 4 条 前条に定める定数の配分は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。